

議 員 の 派 遣

地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

1 幕別町議会報告会

(1) 目的

議会活動の状況及び町政の状況を町民に報告及び説明するとともに、町民の意見等を聴取し、議会の運営改善と政策提言の充実を図るため。

(2) 派遣場所

幕別町役場 3階委員会室

(3) 派遣期間

令和8年5月24日（1日間）

(4) 派遣議員

議長、副議長、議会運営委員会委員長、総務文教常任委員会委員長、民生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長、幕別町議会議員の定数及び議員報酬のあり方調査特別委員会委員長及び広報広聴委員会委員 12人

2 その他

上記1の議員の派遣内容に変更が生じたときは、その扱いについて議長に一任するものとする。